

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、行事・会議等の開催及び公共施設の 開館等に関する基本方針

【滝上町:8月26日】

滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部

北海道は現在、国の適用を受けた『緊急事態宣言』の対象地域に決定し、道内全域に新型コロナウイルス感染者が拡大されている状況から、8月27日(金)から9月12日(日)までの期間、道内全域に緊急事態宣言を発出した。これを受け、本町における「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、行事・会議等の開催及び公共施設の開館等に関する基本方針」を以下のとおり改正する。

1. 外出自粛の要請について (新規)

外出自粛に係る以下の対策について、町民各位へ協力を求める。

- (1) 北海道の要請に基づき、不要不急の外出や移動を控えること。特に20時以降の外出は控えること。加えて、特に日中、週末の外出を控えること。
- (2) 事業継続に必要な場合を除き、事業所等の勤務時間は20時までとすること。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、町外、特に緊急事態措置区域との不要不急の往來を控えること。

2. 町主催の行事・会議等の開催について (内容の一部変更)

- (1) 北海道の要請(道内全域における不要不急の外出自粛等)を受け、9月12日(日)まで町外から講師を招く行事や出席を依頼する会議等は、オンラインを活用した方法で実施する。オンラインを活用した実施が困難な場合には、中止・延期とする。なお、道外から講師を招く行事や出席を依頼する会議等についても、同様とする。
- (2) 町が主催する屋内外の行事・会議等は、「滝上町公共施設の再開に向けた感染防止対策の指針(令和2年11月17日改訂)」※のⅡ-1(3つの「密」の防止を徹底的に避けるための取組)、Ⅱ-2(飛沫感染、接触感染の防止)、Ⅱ-4(施設利用者への協力依頼の徹底を図る)、Ⅲ(施設利用者へお願いする事項)を参照とした感染防止対策を講じたうえで開催可能とする。感染防止対策を講じることが困難な状況にある会議等は、中止・延期とする。
- (3) 行事・会議等を開催する所管課においては、開催計画を起案する際に、感染防止対策を記述して共有を図ること。
- (4) 行事、会議を開催する場合、開催周知案内文書に次の内容を記載したうえで送付すること。
 - ① 発熱、咳などの風邪症状がある方の参加、出席を自粛する要請内容。
 - ② 症状がない方について、マスク着用を求める内容。
 - ③ 必要に応じて、施設内(室)の利用人数制限を設ける可能性がある内容。

3. 公共施設の開館について (内容の一部変更)

- (1) 町内全ての町公共施設の開館時間を20時までとする。
- (2) 町内の町公共施設の利用を原則町民に限る。ただし、以下の観光・商業施設は対象外とする。

【対象外とする観光・商業施設】

- | | |
|---------------|----------------------|
| ・道の駅香りの里たきのうえ | ・交流プラザ内飲食店 |
| ・香りの里ハーブガーデン | ・滝上町まちなか活性化貸店舗 |
| ・フレグランスハウス | ・渓谷公園(パークゴルフ場、キャンプ場) |
| ・たきのうえホテル渓谷 | ・ウッドパークゴルフ場 |

- (3) 開館にあたり、施設管理者及び施設利用者は、「滝上町公共施設の再開に向けた感染防止対策の指針(令和2年11月17日改定)」※の取組を徹底する。

4. 町職員の出張について (内容の一部変更)

新型コロナウイルス感染拡大防止、業務維持の観点から、9月12日(日)までの緊急事態宣言期間における町職員の出張については、会議及び研修会等の主催者にオンラインや書面会議の可否を確認し、実施可能であれば出張を控えることとする。なお、道外への出張についても、同様とする。

5. その他(継続)

今後も国、道の方針や感染者の状況を考慮しながら、滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において基本方針を適宜改正する。

※滝上町ホームページにてご確認願います。